

# 商工会だより

第70号  
山口県央商工会事務局  
本所・阿知須支所  
0836-65-2129  
秋穂支所  
083-984-2738  
阿東支所  
083-956-0032

## 申告・納税はお早めに！

### へ決算申告特集



書面で提出！

平成26年分の決算・確定申告(所得税)が始まります。

### 確定申告が必要な方

①給与の収入金額が2千万円を超える方

②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

③給与を2か所から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

### 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

(注1)所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な場合

寄附金控除の適用を受け

る場合には、確定申告書に記載するとともに、(※2)義援金を支出したこと

がかかる書類を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

所得税の確定申告が必要な場合

あります。

### 広島土砂災害で義援金を支出された個人の方へ

個人の方へ

- ※ 2 義援金を支出した  
こととが確認できる  
書類とは・・・

- 募金団体の預かり証
- 金融機関等で支払った場合の振込票の控え(その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る)

### 復興特別所得税の記載漏れにご注意を！

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2・1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

記載漏れにご注意を！

### 消費税の免稅事業者の要件が改正されました

平成26年1月1日以後開始する課税期間について、

基準期間の課税売上高が1千万円以下であっても、(※3)特定期間の課税売上高が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

### 作成が終わったら・・・

申告会場は大変混み合います。郵送なら待ち時間がゼロで手続きが完了します。

④郵送なら待ち時間なし！

申告会場は大変混み合います。郵送なら待ち時間がゼロで手続きが完了します。

申告書等のデータ

を印刷して、添付書類と一緒に郵送等で

提出したら完了です。

（※1）所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な場合

あります。

（※2）義援金を支出したこと

がかかる書類を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

（※3）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

なお、課税売上高に代え

て、特定期間の給与等支払額の合計額で判定することができます。

（※4）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※5）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※6）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※7）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※8）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※9）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※10）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※11）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※12）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※13）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※14）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※15）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※16）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※17）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※18）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※19）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※20）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※21）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※22）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※23）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※24）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※25）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※26）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※27）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※28）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※29）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※30）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※31）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※32）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※33）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※34）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※35）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※36）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※37）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※38）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※39）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※40）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※41）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※42）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※43）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※44）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※45）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※46）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※47）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※48）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※49）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※50）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※51）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※52）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※53）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※54）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※55）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※56）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※57）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※58）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※59）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※60）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※61）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※62）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※63）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※64）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※65）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※66）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※67）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※68）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※69）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※70）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※71）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

（※72）特定期間の課税売上高

が1千万円を超える場合は、

課税事業者となります。

&lt;p

## 無料申告相談

税理士による無料指導相談会を支所ごとに左記の通り開催いたしますので、ぜひご利用にあたっては、できるだけ事前にお申込みのご連絡をお願いいたします。

## 〈阿知須支所〉

3／2(月)、3／10(火)

13..30..16..00  
3..13(金)  
10..00..16..00

(西川税理士)

## 〈秋穂支所〉

2..24(火)、3..3(火)

3..11(水)  
13..30..16..00

(齊藤税理士)

## 〈阿東支所〉

2..19(木)、3..6(金)  
2..25(水)  
(岡村税理士)

## 税務署からのお願い

来署による相談は  
事前に予約をお願いします。



相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。主な改正点は以下の通りです。

## 再掲 相続税の税制改正

確定申告についてのご相談も、お近くの商工会をご利用ください。

平成27年1月1日以後に

関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には、電話等で事前に予約をいただいた上で相談をお受けしています。

※ご予約の際には、お名前、ご住所・ご相談内容等をお伺いいたしますので、ご了承ください。

税務署では、書類や事実

## お米の流通に関する制度

ご存知ですか?  
『米トレーサビリティ法』

とは・・・  
(平成22年10月より)  
お米、米加工品に問題が

工品の販売、輸入、加工、

製造又は提供の事業を行う

全ての方(生産者含む)

〈対象事業者に課せられる義務〉

I. 取引等の記録作成・保存

米・米加工品を①取引、

②事業所間の移動、③廃棄

など行った場合には、その

記録を作成し、保存していく

ため、生産から販売・提供

までの各段階を通じ、取引

ルートを速やかに特定する

こと。

\*紙媒体・電子媒体いずれ

でも可

【記録事項】

記録、(注1)産地、数量、

## 〈対象事業者に課せられる義務〉

米・米加工品を①取引、

②事業所間の移動、③廃棄

など行った場合には、その

記録を作成し、保存していく

ため、生産から販売・提供

までの各段階を通じ、取引

ルートを速やかに特定する

こと。

記録を作成し、保存していく

</